

医 危 第 1544 号
令和2年10月29日

神奈川県医師会長 様
神奈川県病院協会長 様

神奈川県健康医療局長
(公印省略)

令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）
交付要綱の改正について（通知）

本県の健康医療行政につきまして、日頃より御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県における新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止や医療提供体制の整備等を促進するため、別添のとおり、神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱を改正し、10月29日付で施行いたしましたのでお知らせします。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知いただきたくお願い申し上げます。

なお、神奈川モデル認定医療機関及び20床以上の医療機関につきましては、本県から個別にご連絡しておりますことを申し添えます。

《別添資料》

- ・ 神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金の申請（第三次）について
- ・ 神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金のご案内
- ・ 神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱
- ・ 別表、所定様式等一式
- ・ 新旧対照表
- ・ 【参考】医療機関あて通知

問合せ先

医療危機対策本部室 調整グループ交付金担当

電 話 045-285-0646

電子メール iryoukiki.chousei.7c7n@pref.kanagawa.jp

医 危 第 1544 号
令和2年10月29日

県内関係医療機関管理者 様

神奈川県健康医療局長
(公印省略)

令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）
交付要綱の改正について（通知）

本県の健康医療行政につきまして、日頃より御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県における新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止や医療提供体制の整備等を促進するため、別添のとおり、神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱を改正し、10月29日付で施行いたしましたのでお知らせします。

つきましては、この交付制度の活用を希望される医療機関にあつては、申請書等を提出くださるようお願いいたします。

なお、すでに補助金の交付決定を受けている医療機関につきましては、既交付決定額を変更する形で今回申請受付分を交付いたしますので、申請時は新規交付申請ではなく変更交付申請としてご提出いただきますようお願いいたします。

《別添資料》

- ・ 神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金の申請（第三次）について
- ・ 神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金のご案内
- ・ 神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱
- ・ 別表、所定様式等一式
- ・ 新旧対照表

問合せ先

医療危機対策本部室 調整グループ交付金担当

電 話 045-285-0646

電子メール iryoukiki.chousei.7c7n@pref.kanagawa.jp

神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金の申請（第3次）について

標記の補助金については、これまで令和2年6月26日付（第1次）及び9月4日付（第2次）要綱により、申請を受け付けてきましたが、このたび第3次の申請の受け付けを開始いたしますので、この交付制度の活用を希望する団体にあつては、次のとおり申請書等を提出くださるようお願いいたします。

1 対象事業及び実施者

別表1のとおり

2 対象となる期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

3 申請書の提出期間

①概算払いを希望する場合

令和2年11月4日（水）～令和2年12月21日（月）（当日消印有効）

※申請受付後、順次審査を行い、交付決定後、概算払いを行います。

※なお、発熱等診療医療機関については、事業区分（4）「帰国者・接触者外来等設備整備事業」のみを申請する場合は概算払いの対象としません。（概算払いが必要な場合は個別にご相談ください。）

②概算払いを希望しない場合

令和2年11月4日（水）～令和3年1月22（金）（当日消印有効）

※申請受付後、順次審査を行い、交付決定を行います。

4 提出先

以下へ郵送してください。

住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1

宛先：神奈川県 医療危機対策本部室 調整グループ交付金担当

電話：045-285-0646

5 提出書類

(1) 連絡票

(2) 第1号様式「令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）事業実施計画」

(3) 別紙1「令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画」

(4) 別紙2「事業の実施に要する経費に関する調書」

(5) 第2号様式「令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付申請書」

※これまでに補助金の交付決定を受けている場合は、既交付決定額を変更する

形になりますので、新規交付申請ではなく変更交付申請としてご提出いただきますようお願いいたします。(記載例をご覧ください。)

- (6) 別紙3「令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金(医療分)に関する事業実施計画(個票)」

※事業区分ごとにそれぞれ作成してください。

- (7) 別紙4(1)~(13)

- (8) 第9号様式「役員等氏名一覧表」

※これまでに申請されている団体で、役員等の変更がない場合、提出不要です。

- (9) 歳入歳出予算書抄本

- (10) 補助対象に係る見積書、設置場所位置図(補助対象が空気清浄機またはパーティションの場合)、カタログ、その他各様式で求めている根拠資料等

6 留意事項

- 事業ごとに申請できる医療機関の要件がありますので、別表1をご確認ください。
- 申請期間内であれば、必要に応じて事業ごとに分けて申請することも可能です。(例：設備整備事業を先に申請し、後から、その他の事業を申請するなど)
- 申請後の修正が多数、発生しています。(書類の不備・不足、金額の不一致など) 差し替えの依頼等お手数をおかけしておりますが、交付決定の根拠となりますので御協力よろしくをお願いいたします。
- 本補助金は、国費を活用した事業となるため国の会計検査の対象となります。当該事業で購入した設備等は他の目的で使用することがないように留意いただくとともに、契約書、請求書等の証拠書類は、5年間保管してください※。また、会計検査に際しては、必要に応じて現地調査や証拠書類の検査等が行われますので、ご協力をお願いします。

※ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、5年間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管。

問合せ先

医療危機対策本部室調整グループ交付金担当

電話 045-285-0646